

よくわかる就業規則の本 できました

庄司茂共著

会社運営の実態から、社会保険労務士と弁護士が執筆した就業規則の規定と運用をまとめた一冊です。

検討すべき内容と、その修正例をわかりやすく紹介し、クリアしておかなくてはならない法律上のポイント、就業規則に規定する際に会社が検討すべき事項、効率的な制度にするポイント等を解説します。自社の就業規則を見直すための要点をつかむ助けになります。

ご注文の際は下記にご記入の上FAXで

お申込みFAX：0120-38-3399 までお願いいたします。

お電話、ホームページからもご注文を承っております。

(お問い合わせ電話番号：0120-66-8050)

注文します (**1冊** **冊**) **定価 2,700円 (税込み)**

〒

お届け先

ご住所

会社

ご氏名

会社名

自宅

部署名

役職名

プレゼントします (上の欄には贈り主の情報を記入してください)

☆あなた様からのプレゼントである旨のお手紙を添えて、お届けします。

〒

お贈り先

ご住所

会社

ご氏名

会社名

自宅

部署名

役職名

ご記入いただきました個人情報は、ご案内をお送りする等、弊事務所業務以外には使用いたしません。
社会保険労務士法人 庄司茂事務所 個人情報保護管理者 岸田 岳 TEL:078-361-2031



社会保険労務士法人
庄司茂事務所

神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1神戸山手大木ビル6F
TEL:078-361-2031 FAX:078-361-2035

姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4丁目36番地 マサミビル3F
TEL:079-286-5030 FAX:079-286-5040

現代産業選書 企業法務シリーズ

規定の改善点がよく分かる

就業規則の 整備・見直し・運用 チェックポイント



著
弁護士 大西 隆司
特定社会保険労務士 庄司 茂
社会保険労務士 三田村 勇人
社会保険労務士 吉見 俊介

「働き方改革」を見据えて
就業規則をブラッシュアップ

- ◎ 就業規則の主要な項目をカバー
- ◎ 法令上のポイント、効果的な制度にするポイント、運用上のポイントを把握できる。
- ◎ 自社にあった規則の整備、見直しの要点をつかめる。

経済産業調査会



規定の改善点がよく分かる

就業規則の 整備・見直し・運用 チェックポイント



著

弁護士 大西 隆司
 特定社会保険労務士 庄司 茂
 社会保険労務士 三田村 勇人
 社会保険労務士 吉見 俊介

一般財団法人 経済産業調査会

定価：本体 2,500 円 [税別]



- | | |
|------------------------|-----------------------|
| 1 総則(目的・適用範囲) | 24 年次有給休暇 |
| 2 採用 | 25 産前産後休業・生理休暇 |
| 3 試用期間 | 26 育児休業 |
| 4 出張 | 27 介護休業 |
| 5 配置転換 | 28 特別休暇等 |
| 6 昇格・昇進 | 29 賃金及び手当(賃金の決定、計算方法) |
| 7 降格・降職 | 30 賃金の支払い(締切り・支払いの時期) |
| 8 出向 | 31 欠勤休業時の賃金 |
| 9 休職 | 32 時間外・休日・深夜労働割増賃金 |
| 10 服務規律 | 33 昇給及び降給(昇給に関する事項) |
| 11 セクシュアルハラスメントの禁止 | 34 賞与(臨時の賃金等) |
| 12 パワーハラスメントの禁止 | 35 定年及び再雇用 |
| 13 マタニティハラスメントの禁止 | 36 退職(退職に関する事項) |
| 14 秘密保持・個人情報保護 | 37 解雇(退職に関する事項) |
| 15 兼業禁止 | 38 退職金 |
| 16 競業避止 | 39 安全及び衛生 |
| 17 所持品検査 | 40 健康診断 |
| 18 パソコン等の私的利用禁止・モニタリング | 41 災害補償 |
| 19 携帯電話・SNS利用 | 42 教育訓練 |
| 20 遅刻・早退・欠勤 | 43 福利厚生 |
| 21 労働時間(休憩含む) | 44 懲戒 |
| 始業・終業の時刻及び休憩時間 | 45 職務発明 |
| 22 休日 | 46 非正規雇用 |
| 23 時間外労働・休日労働・深夜労働 | |

弁護士 大西 隆司
 特定社会保険労務士 庄司 茂
 社会保険労務士 三田村 勇人
 社会保険労務士 吉見 俊介

「働き方改革」を見据えて 就業規則をブラッシュアップ

- ◎ 就業規則の主要な項目をカバー
- ◎ 法令上のポイント、効果的な制度にするポイント、運用上のポイントを把握できる。
- ◎ 自社にあった規則の整備、見直しの要点をつかめる。